

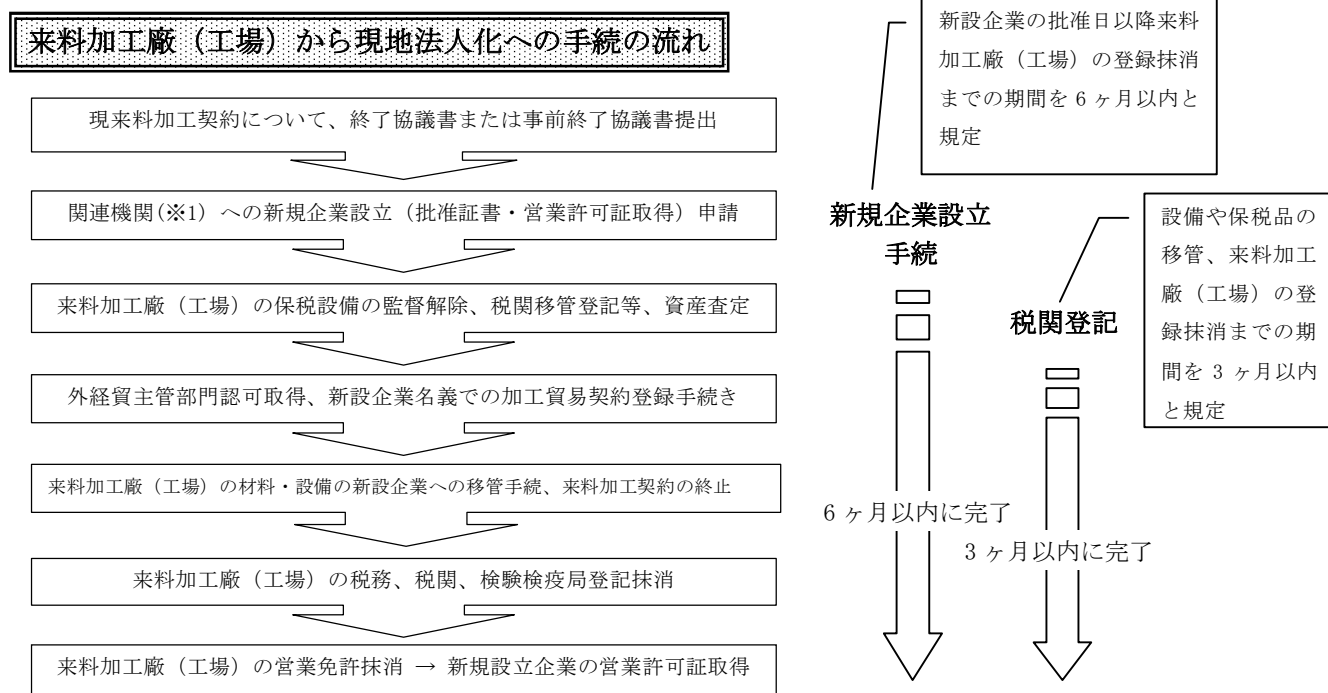
【香港】

広東省 「来料加工廠（工場）の現地法人化ガイドライン」について

2008 年 8 月 5 日、広東省の対外貿易経済合作庁、税務局、工商行政管理局、税関など 11 部門は連名で「来料加工廠（工場）が生産を停止せず、同一住所で現地法人転換を行う際のガイドライン」を公表しました。

これは、従来制限されていた、同一の登記場所において来料加工廠（工場）から法人格を持った外商投資企業への転換をスムーズにするためのものです。ガイドラインの主な内容は以下の通りです。

- 登記住所については同一場所での現地法人化を認め、来料加工廠（工場）の登録抹消手続を新会社の批准日から 6 ヶ月以内に行う。
- 設備については、新会社の税関登記後 3 ヶ月以内に、主管税関で、元の来料加工廠の輸入設備や保税品の移管、契約照合、来料加工廠の登録抹消手続を行う。3 ヶ月間は転換後の新会社と元の来料加工廠が同時に輸出入通関等の業務を行うことを認める。
- 企業の基本状況に大きな変更がない場合、企業分類や生産能力証明などを新会社で継続使用できるほか、新会社の税関登記後 3 ヶ月間は、来料加工廠と新会社のどちらの名義でも通関は可能とし、操業を止めずに新会社へ移行することが出来る。
- 来料加工廠（工場）が提供した無償設備の保税移管や保税原材料・完成品の新会社への振替を認める。



※ 1: 対外経済貿易(外経貿)主管部門、税関、工商行政、外貨管理、税務、財政、検験検疫、環境保護、消防、労働社会保障等

本件ガイドラインの交布により、同一場所における転換手続が明確化されました。今後、対外貿易経済合作庁が「転換」に関する具体的なオペレーションの細則発表を予定しており、引き続き関連動向に注目したいと考えます。

【出所:】東莞市対外貿易経済合作局他交布通知等

照会先: 法人ソリューション営業部 国際業務室 (東京) 電話 03-5223-6672
(大阪) 電話 06-6268-6357

当資料は、信頼できるとされる情報に基づいて作成しておりますが、弊行がその正確性、确实性を保証するものではありません。ここに記載された内容は事前の連絡なしに変更されることもあります。当資料は情報提供のみを目的としており、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、お客様御自身でご判断下さいますようお願い致します。

* 禁無断転載